

國學院大學學術情報リポジトリ

諏訪明神縁起における聖徳太子伝の受容と展開：
『諏訪大明神講式』を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 間枝, 遼太郎, Maeda, Ryotaro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000648

諏訪明神縁起における聖徳太子伝の受容と展開

— 『諏方大明神講式』を中心に —

間枝遼太郎

一 はじめに

諏訪信仰の研究は宮地直一『諏訪史』第二巻前編（信濃教育会諏訪部会、一九三二年）以来多くの蓄積があるが、特に近年は、福田晃・徳田和夫・二本松康宏編『諏訪信仰の中世 神話・伝承・歴史』（三弥井書店、二〇一五年）、山本ひろ子編『諏訪学』（国書刊行会、二〇一八年）、二本松康宏編『諏訪信仰の歴史と伝承』（三弥井書店、二〇一九年）といった論集が次々と発表されるなど、研究の進展が著しい。¹ そうした近年の流れに

おいて特徴的なのは、『諏波御記文』『諏波私注』『広疑瑞決集』『諏訪上社物忌令』『諏訪信重解状』『諏方大明神講式』などの、それまで個別にはあまり注目されてこなかった、中世の諏訪信仰の諸文献の研究が進められつつある点だろう。それらの文献がいつ成立し、どのような内容、どのような位置付けを持つのかといった点が再考され明らかになるとともに、諏訪信仰やそこで語られる諏訪明神の縁起譚の分析にもさらなる発展が見られる。

本稿では、そのような研究を踏まえた上で、新たに、先行研究において見逃される傾向にあったとある点に着目して、諏訪

信仰および諏訪明神の縁起の展開を考えてみたい。それは、中世以降の諏訪信仰関連文献において、聖徳太子伝の影響を受けたような記述がしばしば見られるという点である。稿者の前稿「『諏方大明神画詞』諏方社祭絵第四、六月晦日条考——藤嶋ノ明神」をめぐるテクストの諸相^③では、仏教的立場から諏訪信仰を説いた代表的なテクストである『諏方大明神講式』において太子伝の受容が確認されることを簡単に指摘したが、本稿ではその『諏方大明神講式』を中心に、諏訪明神の縁起において太子伝およびそれに付随する仏教思想がいかに受容され、いかなる影響を与えてきたかをより仔細に検討することによって、これまで認識されてこなかった諏訪信仰と諏訪明神縁起の新たな一面を浮かび上がらせることを試みる。

二 『諏方大明神講式』の諏訪明神垂迹論

『諏方大明神講式』（以下「講式」とも略す）は、諏訪上社神官家（諏訪氏）庶流の諏訪円忠が南北朝時代頃に著した儀礼テクストである。室町幕府の奉行人として活躍すると同時に諏訪信仰の興隆に力を注いだ人物でもあった円忠は、諏訪社の縁起絵巻『諏方大明神画詞』（延文元年（一三五六）成立。外題は

北朝の後光厳天皇の宸筆、各巻の奥書には將軍足利尊氏の署判があり、朝廷・幕府との関わりの中で成立した縁起であったことが指摘される^①。以下『画詞』の制作に携わったことでも知られる。その『画詞』の完成後に京都で作成された、より仏教的色彩の強いテクストが『諏方大明神講式』であった。

『講式』の本文は表白と六段の式文からなる。各段の式文では、第一段で諏訪上社の諏訪明神の本地を、第二段ではその垂迹を讚し、第三段では諏訪下社の明神の本迹を讚し、第四段では種々の神変を讚し、第五段では狩獵神事の場である三斎山（御射山）の根元を明かす。第六段は廻向段である。そのうち本稿で注目するのは、諏訪明神の垂迹を語る第二段である。次にその第二段の全文を掲げ、内容を確認しよう。

①第二奉_レ讚_二同垂迹_一者、大権_レ心迹_レ随_レ機_レ示_レ現、冥衆_レ隠_レ顯_レ依_レ時_レ不定。或称_二他国_レ心生_レ之_レ靈_一、或号_二我朝_レ根本_レ之_レ神_一。異說_レ不同_レ凡_レ慮_レ難_レ測。但妙_レ用_レ無_レ窮_レ不可_レ執_二一隅_一。神変_レ奇特、更無_レ疑_レ二_レ方化_一。就_二中_レ天地_レ開闢_レ之時_レ節、陰陽_レ造化_レ之_レ最初、難_レ辨_二梵_レ漢_レ前後_一、難_レ定_二和_レ唐_レ本末_一。

②但披_二先代_レ旧事_レ本紀_一、勘_二神世_レ垂降_レ之_レ往事_一、我朝_レ地神_レ之_レ始_レ者、遙_レ先_二他国_レ元始_レ之時_一。然_レ見_二彼本_レ紀文_一、当社_レ明神_レ者、建御名方_レ神是。則素盞_レ烏尊_レ神孫_レ大己貴_レ神_レ之_レ息神_レ也。旧事_レ本紀_レ第

三曰、到科野国洲羽海之時、建御名方神曰、我除此地者不行他处。吾不違我父大国主神之命、不違兄八重事代主神之言。此葦原中国者、随天神御子命献矣。又曰、建御名方神坐信濃国諏方郡諏方神社云々。既是和国根本之靈神也。豈非日本草創之本主哉。彼記不可疑。此説尤可信者也。

③次於当社縁起者、作者無定説。用存存予儀歟。雖然是又非可默止。如彼文者、大明神者、本中天竺国主也。為師子頰王之玄孫、作貴徳大王之長子。能耀武徳退魔軍於遐方、普施仁政及皇化於隣竺。南幸波尸国、射惡龍而救民黎。即治彼国号諏波皇帝。東到金、殖善苗而行仏道、屢住彼山祈紫金妙果。時血色日光赫奕照王。々即尋光、一臣二妃共乘白馬、居于日域。分浪建国経緯乾坤。是以鎮三韓西戎之逆浪、護九重北震之膺凶。或下鎮坐於撰州広田之砌、当神五神之一社也。或顯垂迹於同境蒼海之畔、西宮南宮之柏城也。加之、於東山濃州駅路南宮之靈祠、是又同体之靈神也。

④爰逮乎終下勝地於信州、永排權扉於当郡、魔王振威忽成神敵。出彼天竺者、現美教大臣、挿野心擬危

王威。来此日本者、變洩矢惡賊、懷狼性欲妨神居。然間洩矢者持鉄輪而争之、明神採藤枝而降之。遂乃邪輪令帰正道、魔障不尅神威。故洩矢鉄器早權現離伏之相、明神藤杖弥猛揚雄飛之徳。即法魔族辞讓之詞、立我神諏方之号。月氏之帝名日域之神、文字雖異、其称是一。權化之所行、凡慮難測。靈異之趣、誠有其由者歟。抑往事幽遙何以覈語。明神所現之藤、發誓而擲地、邪賊鬪諍之砌、詫根而成林。今藤鳴明神是也。自尔以来、藤花鮮、八百余之春霞雖悛、青松枝接、数千年之秋翠猶深。是眼前龜鑑。誰敢懷狐疑。加之当社之側有二峯巒。古来称之号洩矢嶽。凶奴止諍之欵然隱形之处也。是故不失曩代之勝躅、留跡於迹中、為擬末世之規模、遺塚於境内者也。

⑤彼物部守屋者、仏法之怨敵也。上宮太子誅之、耀惠日於若木郷。此山家洩矢者、神明之讎敵也。当社明神罰之、扇威風於扶桑朝。是又怨賊跡雖異、恰恰名似同。緯之奇特得而難称、權化之主仰而可信者歟。

⑥仍先唱伽陀、次可行礼拜。頌曰、
 法身恒寂靜 清淨無二相 為度衆生故 示現大明神
 南無帰命頂礼諏方大明神哀愍納受

長文であるため、ここでは内容の整理のために便宜的に改行を施し、①から⑥までの番号を付した。まず①では、諏訪明神の垂迹に関しては複数の説があるものの「異説不同凡慮難測」であり「但妙用無窮不可執一隅」である、という立場が表明される。次に②では、もともと信すべき説として、日本最古の史書として当時認識されていた『先代旧事本紀』から、「信濃国諏方郡諏方神社」に坐す神である建御名方神が葦原中国を天神御子に献じたという、所謂〈国譲り神話〉の一節が引用される。

一方、③からは、『先代旧事本紀』の説とは異なる「当社縁起」の内容が大々的に取り扱われる。③では、諏訪明神が元々中天竺の王であったことが明かされ、④では、諏訪明神が天竺に居た頃、魔王が「美教大臣」という臣下として現れて明神に反逆し、後に明神が日本に神として垂迹した際には今度は魔王が「洩矢」として現れ神居を妨げようとしたことが語られる。そして⑤では、諏訪明神が魔王洩矢（モリヤ）を打ち倒したことと聖徳太子が仏法の怨敵である物部守屋（モリヤ）を誅したこととの類同（特に敗北する側の〈モリヤ〉という名前の一致）が示され、最後の⑥に至って伽陀（偈、偈頌などとも。仏菩薩の功德を讃える詩句）と諏訪明神への帰依礼拝の言葉が唱えられる。

ここでは一見、「此説尤可_レ信者也」とされる『先代旧事本紀』の説が最も重視されているようにも思えるが、①にて示された姿勢や、「当社縁起」の記述に費やされた紙幅、そして『諏方大明神講式』自体が仏菩薩などの徳を讃える〈講式〉の形式をとるテキストであることを考慮すれば、第二段の眼目はむしろ、仏教的縁起譚である「当社縁起」を語ることにあると言えるだろう。ただ、ここで「当社縁起」として紹介される、魔王が天竺では「美教大臣」として現れ日本では「洩矢」として現れたという一連の物語の流れは、既存の縁起譚をそのまま引きうつしたのではなく、稿者が前稿にて指摘したように、「講式」を作る際に円忠が大幅に手を加えた結果形作られたものと見られる。『講式』に先行する円忠の『画詞』では、「美教」と「洩矢」は登場するものの、それぞれ祭絵部の七月御射山御狩神事条と六月田植神事条という異なる箇所_に記され、その二者がどのような関係性にあるのかについては一切語られていない（魔王の語自体、「画詞」には存在しない）。また、「洩矢」との争いの描写についても、『画詞』では諏訪明神の眷属と思われる「藤嶋ノ明神」が「洩矢」と戦うことになっている。そこで「魔王」という存在を介在させ、また諏訪明神自身が「洩矢」と戦うという描写を選択することにより、『講式』の「当社縁起」

では、天竺から日本に至るまでの（魔王＝美教大臣＝洩矢）と諏訪明神との争いという、垂迹譚を貫く図式が形成されているのである。

そして、そのような天竺からの一貫した対立の図式は、⑤で引かれる聖徳太子と物部守屋の話へと繋がっていくこととなる。

三 『諏方大明神講式』における 文保本系太子伝の受容

第二段の⑤では諏訪明神・洩矢の関係と聖徳太子・物部守屋の関係が対句的に並べられているのであるが、ここにかなる含意があるのかについては、その背景にある、聖徳太子にまつわる言説・思想を把握しなければ十分には理解し難いだろう。それを考えるために、まず、『講式』が聖徳太子に関するいかなる文献を参照したのかを確認しておきたい。

前稿でも触れたように、当該箇所「彼物部守屋者、仏法之怨敵也。上宮太子誅之」という言い方は、『日本書紀』に直接出典を見出せるものではなく、中世に流布した聖徳太子伝の内容を承けたものである。その上でさらに具体的にどの太子伝が参照されたのかを特定するならば、まさに前稿で例として挙げ

た、「聖徳太子伝記類のなかで中世的展開を示す最も代表的な伝記」とされる（文保本系太子伝）がそれに該当すると考えられる。

前稿では、『講式』第二段⑤傍線部の「仏法之怨敵」および守屋を「誅」という表現が、文保本系太子伝の有力な伝本である醍醐寺本『聖徳太子伝記』の太子十六歳条に「王法仏法之大怨敵也。同ハ御葬送已前誅守屋抄天皇一念之妄執」などと見えること、また⑤二重傍線部の「耀抄惠日於若木郷」「扇抄威風於扶桑朝」に類似した表現が、同じく醍醐寺本『聖徳太子伝記』の太子十七歳条に「伏請慈悲、聖王、照抄私日於若木之郷」、覆抄慈雲於扶桑之邑云という形で見えることを確認したが、加えて、直後の⑥にある「法身恒寂靜 清淨無二相 為度衆生故 示現大明神」の伽陀も、影響関係を検討する観点からは注目される。当該伽陀の下二句「為度衆生故 示現大明神」は、大江匡房『本朝神仙伝』（平安時代後期成立）の泰澄伝をはじめ、『神道集』、醍醐三寶院本『天神講式』、聖岡『破邪顕正義』などに「本体觀世音 常在補陀落 為度衆生故 示現大明神」として見られ、また『梁塵秘抄』の今様に「本体觀世音 常在補陀落の山 為度や衆生 生々示現大明神」と謡われるなど、衆生の済度のために仏菩薩が「大明神」として示現

することを説く句として広く流布したものであることが知られる⁽¹⁰⁾。ただ、それら多くの文献における上二句は「法身恒寂靜 清淨無二相」ではない。しかし文保本系太子伝の諸伝本を見ると、まさに『諏方大明神講式』の伽陀と同一の文が存在するのである。ここでは醍醐寺本『聖徳太子伝記』太子三十一歳条の一節を見よう。

貴女曰、実可^ル然^ル。吾^ニ神^ト変^テ、於^テ王^ノ城^ニ、良^ク方^ク出^シ客^ニ星^ト。
亦多^ク鳥^ノ咋^ク神^ノ枝^ト出現^シ、以^レ之^ヲ為^シ驗^ト、可^ク奏^ス吾^ガ託^ス宣^ス詞^ト。
示^レ之^ヲ。其^ノ文^ニ云^フ、

法身恒寂靜 清淨無二相 為度衆生故 示現大明神⁽¹¹⁾

貴女として現れた巖島大明神が、安芸国の国司・佐伯鞍職に託宣の詞を示す。それが「法身恒寂靜 清淨無二相 為度衆生故 示現大明神」であった。このように、守屋合戦の部分の一致に加え、直後の伽陀も四句全てが一致することを考えると、『講式』は文保本系太子伝を参照していると言いうことができるだろう。

さらに付け加えるならば、『講式』冒頭の表白部分に、「大明神」による濟度を説く先の伽陀と類似した「我滅度後 於未法中 現大明神 広度衆生」という文が『悲華經』からの引用として存在することも注意される。この「我滅度後……」は、先

に引用した醍醐寺本『聖徳太子伝記』太子三十一歳条の続き、諸神の垂迹を説く文脈の中にも、

悲花^ノ経^ニ云^フ、我^ノ滅^ス度^後 於^テ未^ニ法^ニ中^ニ 現^ス大^ニ明^ノ神^ト 広^ク度^ス衆^ノ生^ト。
斯^ノ文^ニ意^ハ、釈^ノ尊^ハ在^リ世^ニ、一^切善^ノ薩^ノ賢^ノ聖^ノ等^ハ、於^テ末^ニ世^ニ中^ニ、必^ズ可^ク現^ス神^ト明^也。

と見えているのである。この一文は、実際には『悲華經』には存在しないにもかかわらず中世日本において『悲華經』からの引用と称され流布した文として著名であるが、先に見たように「法身恒寂靜……」の伽陀が同じ太子三十一歳条の中のすぐ近くの託宣の文と共通するものであったことを踏まえれば、この「我滅度後……」も、文保本系太子伝を直接の典拠とする例の一つと見るのが自然であろう。

四 文保本系太子伝の「無明法性之虚軍」と「法性」の大明神

前節では『講式』が中世に流布した文保本系太子伝を参照していることを確認した。ではそのことを踏まえたとき、『講式』の中から新たにどのようなことが見えてくるだろうか。ここで問題となるのが、文保本系太子伝の守屋合戦に込められた仏教

的解釈である。

文保本系太子伝では太子十六歳条にて太子と物部守屋の合戦が詳細に描写されるが、一方でその太子・守屋の二者の対立は、仏教的観点から次のように位置付けられていた。

抑太子与^ト守屋^ト御合戦者、無明法性之虚軍也。一切衆生
断或^{シテ}証理^シ可^レ成^ル仏果^ト顯^ル其化儀^ト。三度不^レ得^ル勝^ト、三毒
煩惱之^ト大將軍難^ク降伏^ス一事ヲ表示ス。第四度^ニ得^ル勝^ト事、終
依^テ弥陀^ノ釈迦^ノ之本願力^ニ神通力^ニ往^テ生極樂^ニ可^レ証^ス得^ル四德^ト波羅
蜜^ト事ヲ表示也。

ここで引用したのは醍醐寺本『聖徳太子伝記』太子十六歳条、守屋の死の描写の直後に配される「用明天皇御葬礼事」項の冒頭部分である。それによれば、太子と守屋との合戦は「無明法性之虚軍」であり、衆生が煩惱を捨て去って真理を悟るそのさまを示すものなのだという。すなわち、太子を〈真理そのものである法性〉⁽¹²⁾、守屋を〈真理を覆い隠す無明〉に配し、太子が守屋を誅したことを衆生の内面における無明と法性の関係のアレゴリー（寓意）とするのである。

対立する二者をそれぞれ無明・法性にあてる同様の解釈は、太子伝以外でも、例えば良遍『日本書紀卷第二問書』や光宗『溪嵐拾葉集』、一条兼良『日本書紀纂疏』などで、天の岩戸の神

話におけるササノヲが無明、アマテラスが法性とされるなど、中世に様々に見られることが指摘されている⁽¹³⁾。また、文保本系太子伝における守屋・太子の合戦を「無明法性之虚軍」とする理解とその描写からは、無明と法性を擬人化しその合戦の様子を描く擬軍記物のお伽草子『無明法性合戦状』が生み出されたことも知られる⁽¹⁴⁾。文保本系太子伝を代表とするこのような無明・法性のアレゴリーによる物語の解釈は、中世にかなり流布していたものようである⁽¹⁵⁾。

さて、ここで考えたいのは、その無明・法性による解釈が、『講式』にも導入されている——すなわち、太子（法性）と守屋（無明）の關係に合わせて、法性の諏訪明神と無明の洩矢（魔王・美教大臣）のせめぎ合いとして諏訪社の縁起が語られている——と見るべきではないかということである。諏訪明神と（ヘリヤ）の天竺以来の大きな対立の図式を描き、その対立の図式と太子・守屋の關係の類同を説くということは、太子伝の世界に流れる無明・法性の二項対立の思潮に連なることを意味するのではないか。それを考える上で見逃せないのが、諏訪明神が中世において「法性」の大明神とされたという点である。

諏訪明神は中世以降、「諏訪法性大明神」「法性南宮大明神」「法性明神」などと呼称された⁽¹⁶⁾。法性の神というと、中世神道にお

いては神を三種に区分する三神説のうち最高位の(法性神)(本覚神)とも)の存在が知られる。三神説が見られる最初期の文献である『中臣祓訓解』によれば、三区分のうち一が本覚の神で伊勢大神宮の神がこれに該当し、二が本覚の神で出雲の荒振神・無明悪鬼の類、三が始覚の神で石清水・広田の神などにあたるというが、これらは全て衆生の心に内在するものと説かれる。この神の内在化は『大乘起信論』に由来する如来藏思想(全ての衆生の内に仏性が存在するという思想)に基づくもので、すなわち『中臣祓訓解』における本覚神は衆生が本来持つ心真如(仏性、法性)を指す。

『講式』でも諏訪明神のことを表白部分において「正一位法性南宮大明神」、第一段において「法性明神」と称すが、その場合における「法性」の明神というのも、右のような三神説における最高位の存在に与えられた意味付けと類似の含意があると思われる。諏訪明神の本地普賢菩薩のことを説く『講式』第一段では、次に掲げるように、

華嚴經説^三普賢身相如虚空依真而住非国土^二。般若演^二一切有情皆如来藏普賢菩薩自体遍故。然則東西南北何処非^二大士之身相^一。胎卵湿化何生離^三薩埵之自体^一。

と、『華嚴經』巻第七の「普賢身相如虚空依真而住非国土」に

より、普賢菩薩は姿形がなく真如に住する存在であることが示され、また『大般若経』巻第五百七十八の「一切有情皆如来藏普賢菩薩自体遍故」により、普賢菩薩の自体(真如を内包する本性)⁽¹⁹⁾がこの世界に遍満するがゆえに、あらゆる有情はみな真如を蔵する如来藏であるという如来藏思想が説かれる。「法性明神」とは、『講式』ではそのような理解と連動した神号としてある。衆生に内在する真理そのものの神というのが、『講式』の諏訪明神であった。これはまさに、守屋合戦を「無明法性之虚軍」と捉えたときの聖徳太子の性格と一致する。そしてその法性の諏訪明神と対立する洩矢(美教大臣)は、『講式』において、悟りの妨げとなる存在「魔王」として描かれていた。

以上のことを踏まえれば、第二段における諏訪明神と洩矢(美教大臣)の争いの物語、そしてそれに重ねられる聖徳太子と物部守屋の合戦譚は、当時流布した文保本系太子伝の解釈を神への信仰の世界に持ち込みながら、衆生の内にある真理たる法性(諏訪明神)とそれを覆い隠す無明(魔王・洩矢・美教大臣)との葛藤という形で、法性の大明神の縁起を説くものとして理解される。第二段を締めくくる、文保本系太子伝から取り入れられた「法身恒寂静 清浄無二相 為度衆生故 示現大明神」の伽陀が法身と大明神との関係を説くものであることも、直前

までの縁起譚の内容と対応していよう。

五 諏訪地方における展開

— 『諏訪大明神講式』と『諏訪上社物忌令』 —

ここまで見たように、諏訪明神の縁起は、『講式』において、聖徳太子と物部守屋の争いと重ね合わされる無明・法性の物語として再編成されていた。ここに、縁起譚にかかわる様々な対立の構図は太子伝の影響のもと一元化され、諏訪明神と対立する洩矢や美教大臣も、無明たる物部守屋と同一視されることになる。

さて、そうした重ね合わせ・同一視は『講式』の中だけにとどまるものではなかった。例えば、諏訪円忠の五世孫にして『講式』の現存写本の書写者である諏訪貞通によって作成されたとされる前田本『神氏系図』(円忠の子孫である京都諏訪氏の記述を中心とした系図)では、

神幸信州諏方郡者、人皇卅二代用明天皇御宇也。于時有八歳童子後字有良而令随遂明神。守屋奉諍大神、至守屋山有御合戦。⁽²⁾

と、太子伝における守屋合戦と同じ時代である「用明天皇御宇」

に諏訪明神(および諏訪氏の祖とされる八歳の童子有良)と「守屋」が合戦をするという、諏訪社の縁起と太子伝とが混雑したような話が、諏訪氏の氏祖伝承として記される。これはまさしく『講式』の影響を受けた記述と言えよう。そしてそのような『講式』の影響、および太子伝の影響は、『講式』が作られた京都だけでなく、諏訪社がある信濃の諏訪地方にも及んでいたようである。そのことが窺える一例として、本節では諏訪上社の神職らが伝えたテキストである『諏訪上社物忌令』(以下『上社物忌令』)を見たい。

『上社物忌令』は、物忌の規定を示すものとして多くの神社に存在する物忌令の諏訪上社版と言うべきテキストであるが、通常の物忌令の後に更に諏訪信仰に関する雑多な記事が付随するという形態をとる点で独特であり、中世の諏訪信仰・諏訪明神縁起の姿を窺う格好の資料として先行研究でもしばしば参照されてきた。その成立は奥書と目される箇所に記載されるように嘉祿四年(一二三八)であると従来考えられてきたものの、近年ではその奥書の年代は信用できないものであることが明らかにされており、現状では詳しい成立年代は不明である。また、付随する物忌令本体部分以外の諏訪信仰記事の分量は写本によって異なり、「神満実」(守矢満実。諏訪上社の神職(神長)。

寛正五年（一四六四）から延徳四年（一四九二）までの記録である『神長守矢満実書留』の署名がある神長本は、他の原家本（諏訪上社大工棟梁の原家に伝世）などの本と比較して、撰末社や御左口神の本地などについての記事が増加している。ここでは、より標準的な内容を持つと見られる原家本によって内容を確認しよう。

原家本『上社物忌令』の後半部には、「情惟、当社明神者……」と説き起こされる、諏訪明神の本地垂迹を語る記事がある。それを見ると、次に示すように、「講式」と一致する箇所が非常に多く確認される。

原家本『諏訪上社物忌令』⁽²⁶⁾

情惟、当社明神者、遠分^レ異朝雲、近交^レ南浮塵、給申。
其名建御名方明神。去バ和光之古ヲラツヌルニ、波提
国ノ主トシテ、文月末比鹿野苑御狩ノ時、奉^レ襲守屋
逆臣ガ其難ヲノガレ、广大慈悲御座得^レ名給。〔A〕又奉^レ
訪^レ御本地者、西方補処之薩埵、浮^レ影於秋津洲之波
。一陰一陽之靈祠也。振^レ威於豊葦原風。〔B〕亦敷^レ二十
種之願網於苦海、弘^レ一乘之法輪於濁世。越^レ恒順

『諏方大明神講式』

衆生之誓願化生^ニ、令蒙^レ懺悔滅罪之利益於万民^ニ給。
訪^レ其濫觴、〔C〕或称^レ他国応生之靈、又ハ号^レ我朝根
本之神。〔D〕南方幸^ニ波斯国^ニ、降^レ伏惡龍、救^レ万民。
彼国治メ為^レ厩波皇帝^ト。東方至^ニ金色山^ニ、殖^レ善苗^ト
成仏給。其後移^レ吾朝^ニ給テ、接州滄海辺垂迹、鎮^ニ
韓西戎之逆浪^ニ、表^ニ西宮^ニ。又濃州高山麓和光、守^ニ百
王南面之宝祚^ニ誓玉^ト、申^ニ南宮^ニ。終^レ卜^レ勝地於信濃^ニ、諏方
郡垂迹給。〔E〕（中略）夫大権ノ応迹ハ随^レ機示現シ、
冥衆ノ隠顕ハ依^レ時不定也。（後略）

〔A〕伏惟、諏方上下大明神者、尋^レ其本^ニ、則東方西方
之補処、浮^レ影於秋津洲之濤。訪^レ其迹^ニ、亦一陰一
陽之靈祠、振^レ威於豊葦原風。致^レ潔信^ニ者、必有^レ感应。
〔B〕夫普賢菩薩者、布^ニ十種願網於苦海^ニ、弘^レ一乘法輪
於濁世。恒順衆生之誓願超^ニ化生^ニ、懺悔滅罪之利益
被^レ諸聖。
〔C〕第二奉^レ讚^ニ同垂迹^ニ者、大権応迹随^レ機示現、冥衆隠
顕依^レ時不定。或称^レ他国応生之靈、或号^レ我朝根本

之神。異説不同凡慮難測。但妙用無窮不可執一隅。
 ①南幸波戸国、射惡龍而救民黎。即治彼
 ②国号詠波皇帝。東到金[]、殖善苗而行
 ③仏道、屢住彼山祈紫金妙果。時血色日光赫奕照
 ④王。々即尋光、一臣二妃共乘白馬、居于日域。分
 ⑤浪建国経緯乾坤。是以鎮三韓西戎之逆浪、護九
 ⑥重北震之膺凶。或卜鎮坐於撰州広田之砌、当神五
 ⑦神之一社也。或顕垂迹於同境蒼海之畔、西宮南宮之
 ⑧柏城也。加之、於東山濃州駟路[]南宮之靈
 ⑨祠、是又同体之靈神也。爰速乎終卜勝地於信州、
 ⑩永排權扉於当郡、魔王振威忽成神敵。
 ⑪第二奉讚同垂迹者、大権迹随機示現、冥衆隱
 ⑫顕依時不定。或称他国応生之靈、或号我朝根本
 ⑬之神。異説不同凡慮難測。但妙用無窮不可執一隅。

字句レベルで一致する箇所がこれだけ検出されるということ
 は、すなわち、原家本『上社物忌令』に見られる本地垂迹記事
 と『講式』は、どちらかがどちらかを参照して作成された文章
 という関係にあるということである。では、果たしてどちらが
 先行する文章であるのか。最も注目されるのは、原家本『上社

物忌令』の当該箇所を序盤に、『講式』と同様の、天竺におけ
 る諏訪明神の臣下の反乱が描かれていること、そしてその反乱
 した臣下の名が「守屋逆臣」とされていることである。

もし仮にこの文章から『講式』に見えるような臣下の反乱の
 話が案出されたとする、円忠はその臣下の名をわざわざ「美
 教大臣」に変えたということになる。それは、洩矢と物部守屋
 の名の一致を強調していた『講式』にとって奇妙なことと言わ
 ざるを得ない。天竺の臣下と洩矢および物部守屋の同体説を主
 張するならば、臣下の名は「守屋逆臣」のままである方が、
 「モリヤ」という名前の一致が天竺の臣下にまで及ぶことになり好
 都合な筈だからである。

反対に、『講式』から『上社物忌令』へという流れを想定す
 るならば、それはごく自然な縁起譚の展開として解釈できる。
 「守屋逆臣」とは、太子伝や善光寺縁起をはじめ、中近世の様々
 な文献において物部守屋を指し示すために用いられる言葉で
 あった。すなわち、『講式』にて提起された「美教大臣」洩矢
 「物部守屋」の同体説を基盤として、天竺の臣下を物部守屋と
 同じ存在として扱ったということになるのである。

右に述べたように、この二者の関係性としては、「講式」↓「上
 社物忌令」という流れが想定される。そして、それを裏付け

る根拠は他にもう二点ある。

一点目は、原家本『上社物忌令』に上社の諏訪明神の名として「建御名方」が見えること、そして『講式』と一致する㉒の箇所「他国応生之霊」「我朝根本之神」という言葉が見えることに関する点である。まず、「建御名方」は『古事記』および『先代旧事本紀』に見える神であり、その神が活躍する神話を『先代旧事本紀』を引用するという形で諏訪信仰の中に初めて取り入れたのは円忠の『画詞』であった。ただこの点については、「建御名方」という神名が『古事記』や『先代旧事本紀』とは関係なしに古代から諏訪地方の中で伝えられ残ったことを示すのが『上社物忌令』の当該箇所であるという見方もできるかもしれない。しかし、次の「他国応生之霊」「我朝根本之神」はどうであろうか。

「他国応生之霊」については、『講式』でも『上社物忌令』でも、かつて天竺の王であった存在としての諏訪明神を指す言葉として理解される。だが「我朝根本之神」、すなわち日本という国全体の根本の神という称については、『上社物忌令』ではそれに対応する事績は触れられていない。他の中世の諏訪地方の文献でも、諏訪明神のそのような事績を具体的に語るものは見られない。一方、円忠は『画詞』や『講式』において、『先

代旧事本紀』の建御名方神の神話（建御名方神が天の使者に敗北して地上世界を譲ったという神話）を（建御名方神が神代に地上世界を自発的に譲ったという偉大な功績があったからこそ、天皇が今も治める「我朝」は成り立っている）と解釈した上で、この建御名方神を「我朝根本之神」と呼ぶ。さらに円忠は『講式』で建御名方神のことを「和国根本之霊神」「日本草創之本主」とも称している。「他国応生之霊」と対比される存在、すなわち天竺などの他国に由来を持たない日本の神としての諏訪明神を「我朝根本之神」と称することは、右のような円忠の建御名方神に対する解釈を前提としなければ考え難いだろう。

二点目は、Aの箇所にある「一陰一陽之霊祠」という言葉に関する点である。この言葉は、『講式』では、「伏惟、諏方上下大明神者……」と上下大明神（上社の諏訪大明神〈男神〉と下社の姫大明神〈女神〉）の由来を説く文脈において、両明神の垂迹を示すものとして登場する。すなわち、「一陰」は陰神（女神、下社の明神）、「一陽」は陽神（男神、上社の明神）を指すと解すことができ、自然な文脈として受け取られる。一方、原家本『上社物忌令』では、「情惟、当社明神者……」と、建御名方明神の名を持つ上社の明神の説明が続き、そのまま下社の明神に対する言及を欠いた状態で、「一陰一陽之霊祠」の部分

に辿り着く。そしてその後にも上社の明神のみについての説明が続いていく。「一陰一陽之靈祠」の部分が、周囲の文脈から浮いているのである。このことは、『講式』の文を利用・再構成して上社の明神の縁起を記述しようとしたものの、文脈の異なる部分（上下社の本迹を説く箇所）まで取り入れたために齟齬が発生してしまったことを示している。

以上の点を勘案すれば、原家本『上社物忌令』に見える誣訪明神の縁起を記した部分が、『講式』を利用しながら作成された文章であったことは明らかと言える。⁽²³⁾そして、天竺にて誣訪明神に反逆した臣下を「守屋逆臣」とする記述から、太子伝の影響、および『講式』の〈美教大臣〓洩矢〓物部守屋〉という同体説が、誣訪地方においても展開していたことが知られるのである。⁽²⁴⁾

六 おわりに

以上、本稿では、『誣方大明神講式』における文保本系太子伝の受容とその影響に着目して、これまで認識されてこなかった誣訪明神の縁起の中世的展開を跡付けた。『講式』では、誣訪明神と複数の対立者の物語は、太子伝との接合によって法性

明神の縁起として法性（聖徳太子）と無明（物部守屋）の対立の構図に一元化されていた。そしてそのことは、縁起を用明天皇の時代のものですることや、対立者を〈物部守屋〉であるとするような語り方を生み出す契機となっていた。

そして、太子伝との重なりの中で誣訪明神の縁起を解する思潮は、誣訪社の内部においても展開していく。誣訪上社の大祝を世襲する一族にして上社周辺の領主でもあった誣訪氏は、室町時代の一時期（大祝家）と〈惣領家〉に分かれ内紛状態にあったが、文明十五年（一四八三）、大祝誣訪継満が惣領誣訪政満ら惣領家一族を宴の席で謀殺するという事件が起こる。神長本『上社物忌令』の書写者である守矢満実は、自らの記録『神長守矢満実書留』にてその大祝継満の行為を批判する中で、次の一節を書き記した。

洩矢逆心者内_ニ為慈悲専故、文云、如我昔所願。今者已満足。化一切衆生。皆令人仏道。誓給処、彼大祝殿為何方便。彼專無理非道食候哉。⁽²⁵⁾

洩矢が誣訪明神に反逆したのは、「如我昔所願。今者已満足。化一切衆生。皆令人仏道」と誓ったように、実際は慈悲による方便のゆえであった。しかし、大祝殿（継満）は一体何の方便としてこのような無理非道をされるというのか――。

注目すべきは、洩矢が「如我昔所願……」と発言したとされている点である。この四句は、中世の一部の太子伝において、物部守屋が死の間際に、自らの反逆とその死によって仏法流布の本願が果たされることに満足して発したとされる言葉であった。³⁵ 仏教興隆の方便としての太子と守屋の争いという構図が、やはりここで諏訪明神と洩矢の関係性に組み込まれているのである。

合戦を方便として太子・守屋の関係を単純な善・悪の対立ではなく表裏一体のように捉えることは、中世の太子伝において広く行われた考え方であり、例えば文保本系太子伝における無明・法性の解釈も同様の思潮を基盤として醸成されたものとされる。³⁶ 『講式』が諏訪地方においても受容されていたことを考え合わせれば、右の『神長守矢満実書留』の如き、諏訪明神に反逆した洩矢を仏法興隆の協力者として認識する見方についても、『講式』が文保本系太子伝を受容したことによって発生した（美教大臣⇨洩矢⇨物部守屋）の図式、そしてその背後にある守屋合戦を方便とする思潮を下地としながら、善光寺等の周辺地域における太子信仰の流行とも相まってさらに複合的に太子伝を取り入れて変容していく、諏訪明神の縁起の新たな展開のあらわれと見ることができらるだろう。

そのような太子伝の影響と縁起の展開を認識するとき、中世以降の諏訪信仰関連文献に、物部守屋や聖徳太子に関連する記述が頻出することに気付く。例えば『諏方大明神講式』と同様の諏訪明神の（講式）である『諏訪講之式』には、諏訪の地主の守屋大臣が諏訪明神と争ったとある。また、享保九年（一七二四）成立の『信府統記』第五巻などには、守屋大臣の子孫が信濃へ来て諏訪上社の神官家である神長官守矢氏の祖となったという話や、諏訪上社の付近の守屋山に守屋大臣の祠が存在することが記載されている。さらに、江戸時代初期成立とされる、高島藩主諏訪家の系図である『諏訪家系図』には、

勝照三年、上宮太子与泊瀬王子及蘇馬子群臣、帥師、誅物守屋洪川。天皇感其功、賜御衣於泊瀬王子。故謂之御衣之臣有員。其子、於諏方神殿初冠而神太郎武員。³⁷

と、聖徳太子、諏訪氏の祖・有員（泊瀬王子）、蘇我馬子らが物部守屋を誅すという、著しく太子伝に接近した氏祖伝承が記される。³⁸ そうした諸文献の記述についても、本稿で検討しような、太子伝との関わりの中での諏訪明神の縁起の展開という観点から考えていく必要があるのではないだろうか。

(注)

- (1) 近年の代表的な研究としては、一連の論集の他、福田晃『安居院作「神道集」の成立』(三弥井書店、二〇〇七年)、中澤克昭『肉食の社会史』(山川出版社、二〇一八年)などがある。
- (2) 諏訪の縁起が太子伝と関わることについては、井原今朝男『鎌倉期の諏訪神社関係史料にみる神道と仏道—中世御記文の時代的特質について』(『国立歴史民俗博物館研究報告』第百三十九集、二〇〇八年三月)一六二頁にてごく簡単に触れられているが、詳細な検討には立ち入っていない。その他、二本松泰子『大祝家の氏祖伝承—諏訪市博物館所蔵大祝家文書の系図をめぐって—』(『伝承文学研究』第六十九号、二〇〇八年八月)三四—三八頁では、後述の前田本『神氏系図』、『諏訪家系図』における中世太子伝の影響が示唆されている。
- (3) 『国語国文研究』第百五十三号(二〇一九年八月)。以下「前稿」と言う場合は当該論文を指す。
- (4) 石井裕一郎『諏訪大明神絵詞』成立についての試論「室町幕府奉行人諏訪円忠の絵巻制作」(二本松康宏編『諏訪信仰の歴史と伝承』三弥井書店、二〇一九年)参照。
- (5) 『講式』が『画詞』より後に諏訪円忠によって作成されたものであることは、石井裕一郎『中世における「諏訪大明神絵詞」と「絵詞」関係史料群の形成』(『法政史論』第四十二号、二〇一五年三月)参照。
- (6) 『諏方大明神講式』の引用は、『神道大系』神社編三十三『諏訪(神道大系編纂会、一九八二年)』により、私に傍線を付した。
- (7) 「洩矢(モリヤ)」の名は、諏訪上社の近くに守屋山(『講式』では「洩矢嶽」)の山名と共通し、また諏訪上社の有力な名家であった神長守矢氏の家名とも通じる。諏訪明神と争う存在としての洩矢と神長守矢氏とがどのような関係にあるのかを明示した中世の資料は管見の限り見られないが、明治時代に守矢実久が編纂した系図『神長守矢氏系譜』では、洩矢は「洩矢神」とされ、守矢氏の祖神として位置づけられている。いずれにせよ、諏訪信仰・諏訪明神縁起において、諏訪明神への対立者として重要な位置にある存在であることは確かである。
- (8) 慶應義塾大学附属研究所斯道文庫編『中世聖徳太子伝集成』第二巻 真名本下(勉誠出版、二〇〇五年)五四—五五頁。
- (9) 醍醐寺本『聖徳太子伝記』の引用は、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫編、注8前掲書により、私に句読点・濁点・返り点・傍線を付した。
- (10) 今堀太逸『大明神』号の成立と展開(『神祇信仰の展開と仏教』吉川弘文館、一九九〇年)一六九—一七五頁。
- (11) 野村卓美『悲華経』と中世文学『悲華経』と『釈迦如来五百大願』をめぐって(『国語と国文学』第七十巻第八号、一九九三年八月)、今堀太逸、注10前掲論文など参照。
- (12) 法性は「真如」「仏性」「法身」「如来蔵」などと同義の語である(織田得能『織田仏教大辞典』新訂七版 大蔵出版株式会社、一九八八年、八七—九頁)。
- (13) 牧野和夫『無明法性のこと—覚書—』『無明法性合戦状』の背景(『中世の説話と学問』和泉書院、一九九一年)。当該牧野論文では他にも、『日本書紀卷第二閏書』における火閏降命(無明)・火々出見尊(法性)の例、また摩多羅神信仰における後戸(無明)・本尊(法性)といった例が紹介されている。
- (14) 牧野和夫『無明法性合戦状』の側面(『中世の説話と学問』和泉書院、一九九一年)。
- (15) 牧野和夫氏は文保本系太子伝が絵解きの台本と密接な関係にあるものであることを踏まえ、「太子・守屋合戦を法性・無明の闘争とする解釈は、鎌倉末から室町にかけて、かなりの数の僧侶が絵解き等の際に知らされていたことになり、相当に流布したものと判断でき」と指摘

摘する(牧野和夫、注13前掲論文、四四八頁)。

- (16) 久保田収「中世の諏訪大社」(『神道史研究』第二十三卷第五・六号、一九七五年十一月)四三、四四頁。
- (17) 高尾祐太「正直の歌学―古今伝授東家流切紙「稽古方之事」をめぐる―」(『国語国文』第八十七卷第二号、二〇一八年二月)二三頁。
- (18) ただし、三神説における最高位を「法性神」と呼称した代表的な文献である慈遍『豊葦原神風和記』では、「法性神」は本地垂迹の關係から超越した存在であるとされる(鏡島寛之「神仏關係における法性神の問題」(『宗教研究』季刊第三年第三輯、一九四一年)一四二頁)。この点、本地が普賢菩薩であることを前提として「法性」であることが説かれる諏訪明神とは異なる。
- (19) 慈恩大師基の『大般若波羅蜜多經般若理趣分述讚』には『大般若經』当該箇所を解釈として「然今菩薩普賢本性即如来藏」(大正藏305、33005824)とある。
- (20) 原直正氏は、諏訪信仰と宇賀神信仰の関わりなどの視座から、正和二年(一一三三)写の『諏波私注』などに見える(「荒神となって天下を悩ませた蝦蟇神を諏訪明神が退治して四海静謐となった」という話について、無明(蝦蟇)と法性(諏訪明神)の關係性、無明から法性への転換をあらわす神話であると分析する(原直正「龍蛇神―諏訪大明神の中世的展開―」樹林舎、二〇一二年)。本稿における「講式」の例と影響關係にあるかは不詳であるが、原氏の分析に従って蝦蟇神の話を理解するならば、諏訪明神にまつわる物語として類似的構造を持つものが中世に「講式」の他にも存在したと言いうことができる。
- (21) 石井裕一郎「中世後期京都における諏訪史と諏訪信仰―諏訪大明神絵詞」の再検討―(『武蔵大学人文学会雑誌』第四十一巻第二号、二〇一〇年十二月)三七、三三頁。
- (22) 前田本『神氏系図』の引用は、宮地直一「諏訪史」第二巻前編(信濃教育会諏訪部会、一九三一年)による。
- (23) 祿津宗伸「中世諏訪信仰成立史料としての『広疑瑞決集』とその意義」(『中世地域社会と仏教文化』法蔵館、二〇〇九年)、福田晃「神道集」(『秋山祭事』「五月会事」の生成―「諏訪信重解決」『諏訪社物忌令』とかかわって)(『安居院作「神道集」の成立』三弥井書店、二〇一七年)参照。
- (24) やや字句の異同や誤写と見られる箇所が多いものの、神長本にも同様の記事は存在する。
- (25) 最初に原家本「上社物忌令」の記事を示し、そのうち[A]と[E]の箇所と対応する「講式」の記事を次に掲げた。字の一致する箇所を傍線を、字は一致しないものの類義の対応關係が見られる箇所を傍点線を付している。なお、原家本「上社物忌令」は(中略(後略))と表示する[E]以外の[A]と[D]は全て一続きの文章であるが、「講式」の[A]と[E]はそれぞれ連続しない箇所の文章である(ただし「講式」の[C]と[E]は同一箇所を示した)。
- (26) 原家本「諏訪上社物忌令」の引用は、『諏訪史料叢書』巻三(諏訪史料叢書刊行会、一九二六年)により、私に句読点、濁点、返り点を付した。なお「諏訪史料叢書」所収の神長本「諏訪上社物忌令」の翻刻、および原家本から直接書写した大正七年写本を底本とする「神道大系」所収の翻刻を参照し、私に改めた部分がある。
- (27) 先行研究では一般に、「上社物忌令」に見える文章が先行するとされてきた(二本松康宏「諏訪縁起の変容―諏訪大王から甲賀三郎へ」(福田晃・徳田和夫・二本松康宏編「諏訪信仰の中世 神話・伝承・歴史」三弥井書店、二〇一五年)など参照)。
- (28) 例えば、醍醐寺本『聖徳太子伝記』太子十六歳条には「仏法王法大怨敵之守屋逆臣」とあり、『続群書類従』所収「善光寺縁起」第二には「将聖徳太子雖誅於守屋逆臣」と見える。

- (29) 円忠が『画詞』の制作にあたって『先代旧事本紀』を取り入れた経緯については、拙稿『先代旧事本紀』の受容と神話の変奏―神社関連記事の利用をめぐる―(『國學院雑誌』第百二十一巻第十号、二〇二〇年十月)にて論じた。
- (30) 六国史や『延喜式』には、古代の諏訪地方に(タケ)ミナカタ」という神名を持つ神を祀る社があったことを示す記録が確認できる。
- (31) 『先代旧事本紀』では建御名方神は天の使者に敗北して殺されそうになったために仕方なく国を譲ることを誓っただけであって、(自発的)な国譲りとは言い難いのであるが、円忠が京都の卜部氏から渡された『先代旧事本紀』の抄出文が諏訪社に都合の良いように改変されていたこともあり、『画詞』にて引用される神話では建御名方神は敗北せず自発的に国を譲る偉大な神として描かれている。この点については、注29前掲拙稿にて詳しく論じた。
- (32) ただし、このことは必ずしも『上社物忌令』に含まれる文章の全編が『講式』以後の成立であるということの意味するわけではない。物忌令本体部分および付随する複数の諏訪信仰記事の成立時期はそれぞれ個別に考えていく必要がある。
- (33) 現存は確認されないものの、かつては諏訪地方にも『諏方大明神講式』の写本が伝わっていたのではないかと思われる。なお、後に成立した類似の(講式)である『諏訪講式』に関しては、現在も写本が諏訪地方に存在する。
- (34) 『神長守矢満実書留』の引用は、『諏訪史料叢書』巻三(諏訪史料叢書刊行会、一九二六年)により、私に句読点を付した。
- (35) 松本真輔「中世聖徳太子伝における物部守屋像―怨靈化する守屋・地藏の化身としての守屋―」(『聖徳太子伝と合戦譚』勉誠出版、二〇〇七年)など参照。この四句は文保本系太子伝には見られないが、『聖徳太子伝暦』を増補する形で成立した増補本系太子伝(鎌倉時代成立の

- 内閣文庫蔵『太子伝宝物集』、享徳三・四年(一四五四・五)写の叡山文庫本『太子伝』など)や、正和三年(一二三四)成立の『上宮太子拾遺記』などに確認される。なお、内閣文庫蔵『太子伝宝物集』や叡山文庫本『太子伝』では『神長守矢満実書留』と同様に四句全てを物部守屋の言葉とするが、『上宮太子拾遺記』などでは上二句もしくは下二句を秦河勝や聖徳太子の言葉とする。
- (36) 牧野和夫、注13前掲論文、四四八・四四九頁。
- (37) 『守屋大臣』は『守屋逆臣』と同様に、中世以降において物部守屋を指すのに一般的に使われる呼称である。
- (38) 現在も守屋山には物部守屋を祀る守屋神社が存在する。
- (39) 『諏訪家系図』の引用は、井原今朝男、注2前掲論文により、私に句読点を付した。
- (40) ここに記される「勝照」という私年号も、文保本系太子伝などに見られるものである(私年号「勝照」と太子伝の関係については、松本真輔「聖徳太子の兵法伝受譚―中世聖徳太子伝と油日神社の縁起との交錯―」(『聖徳太子伝と合戦譚』勉誠出版、二〇〇七年)一〇一頁参照)。

〈付記〉

本稿は、伝承文学研究会第四六三回東京例会(二〇二〇年一月)における口頭発表に基づくものである。席上、貴重なご意見を賜った。記して深謝申し上げる。なお、本稿は科学研究費補助金(特別研究員奨励費、課題番号20J11361)の成果の一部である。